

特別養護老人ホームとくち苑(ユニット型・個室) 料金表

令和7年4月1日より適用

介護度	負担限度額	負担割合	基本利用料 (1日あたり)	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	1日あたり 利用料	1か月あたり 利用料 (31日)
要介護1	第1段階	1割	892	880	300	2,072	64,232
	第2段階			880	390	2,162	67,022
	第3段階①			1,370	650	2,912	90,272
	第3段階②			1,370	1,360	3,622	112,282
	第4段階			2,066	1,550	4,508	139,748
	2割	1,784	2,066	1,550	5,400	167,400	
	要介護2	3割	2,676	2,066	1,550	6,292	195,052
	第1段階	1割	973	880	300	2,153	66,743
	第2段階			880	390	2,243	69,533
	第3段階①			1,370	650	2,993	92,783
	第3段階②			1,370	1,360	3,703	114,793
	第4段階			2,066	1,550	4,589	142,259
	2割	1,946	2,066	1,550	5,562	172,422	
	3割	2,919	2,066	1,550	6,535	202,585	
要介護3	第1段階	1割	1,059	880	300	2,239	69,409
	第2段階			880	390	2,329	72,199
	第3段階①			1,370	650	3,079	95,449
	第3段階②			1,370	1,360	3,789	117,459
	第4段階			2,066	1,550	4,675	144,925
	2割	2,118	2,066	1,550	5,734	177,754	
	3割	3,177	2,066	1,550	6,793	210,583	
要介護4	第1段階	1割	1,142	880	300	2,322	71,982
	第2段階			880	390	2,412	74,772
	第3段階①			1,370	650	3,162	98,022
	第3段階②			1,370	1,360	3,872	120,032
	第4段階			2,066	1,550	4,758	147,498
	2割	2,284	2,066	1,550	5,900	182,900	
	3割	3,426	2,066	1,550	7,042	218,302	
要介護5	第1段階	1割	1,222	880	300	2,402	74,462
	第2段階			880	390	2,492	77,252
	第3段階①			1,370	650	3,242	100,502
	第3段階②			1,370	1,360	3,952	122,512
	第4段階			2,066	1,550	4,838	149,978
	2割	2,444	2,066	1,550	6,060	187,860	
	3割	3,666	2,066	1,550	7,282	225,742	

※1 医療費、薬剤費、個人購入品等は実費を徴収させていただきます。

加算項目一覧表

特別養護老人ホームとぐち苑(ユニット型)
令和7年4月1日より適用

	加算名	金額			加算要件
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
職員配置等	◎ 看護体制加算 I イ	12	24	36	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	◎ 夜勤職員配置加算 II イ	46	92	138	従来型・ユニット型両施設で、夜勤職員の合計数が最低基準を1名以上上回っている場合
	◎ サービス提供体制強化加算 I	22	44	66	事業所の介護職員のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上の場合
	◎ 個別機能訓練加算	12	24	36	常勤の機能訓練指導員を配置した上で、個別機能訓練計画を立てて機能訓練を実施し、3か月ごとに評価を行った場合
	認知症専門ケア加算	3	6	9	主治医意見書の日常生活自立度がⅢ以上の入所者の割合が50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を受けた職員が既定の人数配置されていることに加え、認知症ケアに関する技術指導や留意事項の伝達が定期的に開催されている場合、日常生活自立度がⅢ以上の入所者に加算
看取り	看取り介護加算 I 1	72	144	216	死亡日以前45~31日
	看取り介護加算 I 2	144	288	432	死亡日以前4~30日
	看取り介護加算 I 3	680	1,360	2,040	死亡日の前日・前々日
	看取り介護加算 I 4	1,280	2,560	3,840	死亡日
その他	初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
	外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合または居宅などへ外泊した場合(月6日を限度)
	◎ 精神科医療療養指導加算	5	10	15	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が、月2回以上行われている場合
	◎ 協力医療機関連携加算I(月あたり)	100	200	300	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
	◎ 生産性向上推進体制加算 II(月あたり)	10	20	30	①委員会の開催や必要な安全対策を講じる②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入③ガイドラインに基づいた業務改善を敵的に実施④1年に1回業務改善の取り組みの実績を示すデータの提供を行う の要件を満たす場合
	若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
待遇改善	◎ 介護職員等待遇改善加算 I	14.0%	14.0%	14.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【待遇改善加算以外の加算】×0.14で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。

※2…加算については、1日または1回あたりの単位(円)となります。